

12 植栽工（コンテナ苗）について

第1 適用

本仕様書は、コンテナ苗による植栽工を施工する箇所に適用する。

なお本書に記載のない事項については、環境森林部土木工事等共通仕様書に準拠し、必要に応じて監督員と協議して決定する。

第2 苗木

1. 苗木の規格等

苗木は所定の規格をもち、健全に発育したものでなければならない。

また、県内で生産された苗を原則とし、県外で生産された苗木については、栃木県山林種苗緑化樹協同組合又は栃木県森林組合連合会が林業種苗法に定める配布区域内から移入した苗とする。

2. 苗木の保管方法

入荷から植栽まで日を開ける必要がある場合には、入荷時の梱包された状態で涼しい日陰等に保管する。なお、植栽は入荷から概ね1週間以内に行う。

第3 植栽

1. 植穴

植栽位置の枝条等を除去した後、ディブル、スペード等の専用器具により植穴を開ける。

植穴は植付時に開けることとする。

根鉢上部が斜面谷側の地表から5cm程度の深植えとなるよう深さを確保する。

2. 植付け

根鉢と植穴との間に空隙ができないようにするとともに、深植えした5cm程度の部分から発根を促すため軽く覆土する。

3. 植付け上の注意事項

裸苗のように周囲を強く踏み固めることはしない。

植付け時に根鉢をほぐしてはいけない。

第4 出来形管理

出来形管理については、「環境森林部土木工事等施工管理基準及び規格値」7-1-2-4植付による。